日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う

当座勘定払戻関係事務（直送場所）に関する特則

（趣旨）

第１条　この規則は、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用して行う、直送場所における当座勘定の払戻にかかる事務（以下「当座勘定払戻関係事務（直送場所）」という。）について、同一の取引金融機関において、当座勘定払戻先と払戻請求入力先が異なる場合の当座勘定規定および当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則（以下「当座勘定特則」という。）の特則を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、当座勘定規定において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）直送場所

日本銀行が行う現金の受払に関する規則第３条に規定する「日本銀行が特に認めた場合」として日本銀行が認めた、当座勘定取引先の営業所等内または当座勘定取引先から貨幣取扱業務の委託を受けている業者の事業所等構内をいう。

（２）当座勘定払戻先

自己の当座勘定の払戻を直送場所において受ける当座勘定取引先をいう。

（３）払戻請求入力先

当座勘定の払戻の請求を日銀ネットにより行う当座勘定取引先をいう。

（払戻請求方法）

第３条　当座勘定払戻先（日本銀行との間で日銀ネットを利用して当座勘定取引を行う先（以下「オンライン取引先」という。）に限る。）は、自己の当座勘定の払戻を直送場所において受ける場合には、同一の取引金融機関に属する他の払戻請求入力先に、自己に代わって、日本銀行に自己の当座勘定の払戻の請求を行わせることができる。

２．当座勘定払戻先（オンライン取引先でない先に限る。）は、自己の当座勘定の払戻を直送場所において受ける場合には、同一の取引金融機関に属する他の払戻請求入力先に、自己に代わって、日本銀行に自己の当座勘定の払戻の請求を行わせるものとする。

３．払戻請求入力先は、前２項に規定する払戻の請求を行う場合には、日銀ネットを利用するものとする。

４．当座勘定払戻先は、第１項または第２項に規定する払戻の請求にかかる当座勘定の払戻を受ける場合には、小切手を使用しないものとする。

５．払戻請求入力先は、第１項または第２項に規定する払戻の請求を行う場合には、当座勘定払戻先が払戻を受ける日の前営業日に、日銀ネットにより次の各号に掲げる事項を日本銀行に通知する。この場合、日本銀行への通知は、日本銀行が別に定める時刻までに行うものとする。

（１）取引実行日

（２）払戻金額

（３）当座勘定払戻先の名称

（４）その他日本銀行が定める事項

６．当座勘定払戻先は、第１項または第２項に規定する払戻の請求を行う場合には、払戻を受ける日の前営業日の日本銀行が別に定める時刻までに、日本銀行が別に定める方法により次の各号に掲げる事項を日本銀行に通知する。

（１）現金の払戻金額の合計金額

（２）貨種別の貨幣の内訳金額

（３）その他日本銀行が定める事項

７．払戻請求入力先は、日本銀行が別に定める時刻までは、第１項または第２項に規定する払戻の請求を日銀ネットを利用して取消すことができる。この場合、払戻請求入力先は、当該払戻の請求の取消のための日銀ネットにおける入力後、遅滞なく、当座勘定払戻先に対し、当該入力を行った旨を連絡するものとする。

（受付番号の通知および暗証番号の作成等）

第４条　日本銀行は、前条に規定する払戻の請求があった場合には、当該払戻の請求に対応する番号（以下「受付番号」という。）を、日銀ネットにより払戻請求入力先に通知する。

２．払戻請求入力先は、前項の規定により受付番号の通知を受けた場合には、遅滞なく、当座勘定払戻先に対し、前条に規定する払戻の請求を行った旨を連絡するものとする。

３．日本銀行は、前条に規定する払戻の請求があった場合には、受付番号に対応する暗証番号を作成する。

４．払戻請求入力先は、前条に規定する払戻の請求を行った場合には、第１項により通知を受けた受付番号に対応する暗証番号を、日銀ネットにより照会する。この場合、払戻請求入力先は、当該照会後、遅滞なく、当座勘定払戻先に対し、当該受付番号および暗証番号を連絡するものとする。

（払戻を行う時期）

第５条　当座勘定払戻先は、払戻請求入力先に第３条に規定する払戻の請求を行わせた場合には、日本銀行が別に定める時刻までに、直送場所において、自己の当座勘定の払戻を受ける。

（払戻に当っての本人確認および日本銀行の免責）

第６条　日本銀行は、次の各号に掲げる事項を確認した場合には、第３条に規定する払戻の請求にかかる当座勘定払戻先の当座勘定の払戻を行う。

（１）払戻を受ける総ての者について、顔写真付きの社員証等の身分証の外観および所持について懸念すべき特段の事情がないこと。

（２）払戻を受ける者が、直送場所において日本銀行が派遣する職員に対して申出る現金の払戻金額の合計金額および貨種別の貨幣の内訳金額が、第３条第６項により日本銀行に通知したものといずれも一致すること。

（３）払戻を受ける者が、直送場所において日本銀行が派遣する職員に対して申出る受付番号および暗証番号が、第４条により日銀ネットで通知し、または作成したものといずれも一致すること。

（４）払戻を受ける総ての者について、容態その他について懸念すべき特段の事情がないと認められること。

２．日本銀行は、相当の注意をもって前項各号に掲げる事項を確認のうえ当座勘定払戻先の当座勘定の払戻を行った場合には、その払戻を受けた者が真正な権利者でなかったことによって生じた損害については、責任を負わない。

（事務処理の通知）

第７条　日本銀行は、第３条に規定する払戻の請求にかかる当座勘定払戻先の当座勘定の引落を行った場合には、当該引落にかかる払戻請求入力先および当座勘定払戻先（オンライン取引先に限る。ただし、日本銀行の当座預金取引の相手方に関する選定基準（取引の拠点にかかる基準）１．（１）ロ．に定める施設を取引拠点（同基準１．（１）の取引拠点をいう。）として行う自己の当座勘定の払戻を直送場所において受けるオンライン取引先を除く。以下この条において同じ。）に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。

２．前項の規定による通知を受けた払戻請求入力先および当座勘定払戻先は、当該通知の内容について異議のある場合には、直ちに日本銀行にその旨を連絡するものとする。

（照会）

第８条　払戻請求入力先は、第３条に規定する払戻の請求にかかる事項で日本銀行が別に定めるものについては、日銀ネットを利用して照会することができる。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第９条　日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または日本銀行との間で当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する特約（以下「特約」という。）を結んだ者（以下「特約先」という。）にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（所要事項の決定等）

第10条　日本銀行は、日銀ネットを利用して行う当座勘定払戻関係事務（直送場所）の適切な運用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講じることができる。

（利用制限）

第11条　日本銀行は、当座勘定特則第１２条第２項の規定により、特約先による当座勘定特則第２条の２に規定する払戻の請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限する場合、または日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務に関する特則第１２条第１項の規定により特約先による同第３条に規定する払戻の請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限する場合には、当該特約先による第３条に規定する払戻請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限することができる。

（規則の改正）

第12条　日本銀行は、日銀ネットを利用して行う当座勘定払戻関係事務（直送場所）の適切な運用を確保するため、必要ある場合には、この規則を改正することができる。